

少子化対策臨時特例交付金による保育所入所待機児 問題解決に関する研究 — 岡山市の事例を中心に —

The Effects of the Exceptional Subsidy for the Declining Birth Rate
Measured against the Problem of Entering Preschool in Okayama City

(2005年3月31日受理)

西川 ひろ子
Hiroko Nishikawa

Key words : 待機児, 少子化対策臨時特例交付金, 岡山市

本研究は以下の四点を行った。第一点目は、待機児に関する厚生省の見解について、『厚生白書』、厚生労働省のホームページを資料にして概観し、それに対する保育現場の見解を『保育白書』等をもとに明らかにする。第二点目は、「少子化対策特例交付金」について、厚生労働省のホームページや『厚生白書』に掲載している資料をもとにまとめ、保育現場から指摘された問題点などについて論じる。第三点目は、「少子化対策特例交付金」が交付される以前の全国及び岡山市の待機児の状況を『平成10年度全国子育てマップ』をもとに明らかにした上で、岡山市に待機児問題待機策について質問調査を行い、少子化対策特例交付金の使途について明らかにした。第四点目は、「少子化対策特例交付金」交付後の全国及び岡山市の待機児の状況を、岡山市への質問調査や『保育白書』や『厚生労働白書』等をもとに明らかにした。

これらの四点を調査、分析し、少子化対策特例交付金が保育所入所待機児問題解決のために効果的に活用されたのか否かを検討し、少子化問題及び待機児問題の今後の解決の方途を模索する。

1. 研究の目的と方法

近年子育てや育児支援の問題は、家庭あるいは地方自治体の問題に留まらず、社会問題の重要な一つであるとの認識にかわった。こうした転換は、地域共同体の崩壊などによる子育て環境の悪化を背景に生み出されたものである。その中で生まれた問題が保育所入所待機児問題である。

本研究は、昨今問題視されている保育所入所待機児（以下待機児と表記）問題を解決するために平成11年度より交付された「少子化対策臨時特例交付金」がいかなる役割を果たしたのかを検討することが目的である。その際、厚生労働省の待機児に関する見解を把握した上で、平成11年当時、全国的に待機児が多いとしてされていた岡山市に焦点を当てて分析した。

研究方法は、『厚生白書（現：厚生労働白書）』、『保育白書』や厚生労働省のホームページを資料に、待機児問題がいつ頃から問題視されてきたのかを明らかにした。待機児問題の解決の方策として平成11年度から実施された「少子化対策臨時特例交付金」の効果を待機児数が全国的にも多かった岡山市の事例を中心に検討した。また、「少子化対策臨時特例交付金」を巡る一連の動きや保育現場からの反応にも言及した。これらをもとに、「少子化対策臨時特例交付金」による保育所入所待機児問題解決に関する考察を行った。

2. 待機児に関する厚生労働省の見解

待機児に関する厚生労働省の見解は、平成7（1995）年より『厚生白書』に登場してくる。以下に、平成7

(1995)年より平成11(1999)年の厚生労働省の見解を掲載する。

・平成7(1995)年『厚生白書』より

「近年の女性の社会進出などに伴う保育のニーズの多様化などに対応して、大蔵、厚生、自治の三大臣合意により平成6年12月『当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方(緊急保育対策五カ年事業)』が策定され、低年齢児保育の待機児の解消や延長保育の拡大など現在強くもとめられている課題に対応し、7年度から5カ年の目標を定めて保育対策等を実施することとしている」¹⁾

このように低年齢児やの保育所待機問題を、五カ年計画で解決しようとする試みが始められた。この厚生労働省の見解に対して、保育現場では、次のように「ゼロ歳児待機児が現在の入所児数の50%に達している」という具体的な数値を上げ、待機児問題の深刻化を指摘している。

・平成7(1995)年『保育白書』より

「増え続ける待機児童—乳児保育・保育時間延長の切実な要求、待機児は、毎年増え続けている。特に、ゼロ歳児の待機児は現在の入所児数の50%に達している。(東京都保育事業研究会報告95年3月)この数字は、区市町村に提供されている入所申請書に基づくものであり実際の待機児は更に多いはずである。この傾向は、他の都市部でもほぼ同じ傾向にあるようだ。このような状況下では、育児休業明けの入所が大変難しいという場合が多く、育児休業を途中で取りやめたり、仕事を続けるということが難しくなったりするケースも少なくないようである。例えば、連合女性局の調査(『働く女性の就業と保育に関する調査報告』93年8月)では、育児休業明けの入所では、全国平均で4人に1人は入所待ちの状況にあり、しかも待機期間は約7ヶ月弱、大都市ほど増える傾向にあると指摘している。また、保育時間が働く女性の労働実態にあっていないという問題がある。認可保育所の保育時間が実態に即していないことから、二重保育をしたり、無認可施設に預けたりという問題が一層深刻化している。例えば、前掲の厚生省『一歳児調査』によると、保育所のお

迎えについてみると実際のお迎え時間は4～5時台が約8割弱に対して、親の希望するお迎え時間は、6～7時以降が約7割強となっていて、7時頃までの保育時間の希望が強くなっている。さらに、高い保育料への不満、中途入所、病児保育、休日保育の実施などの要望も強くなっている。働く女性の労働や労働時間の多様化がすすむなかで保育要求と保育所の機能との間にミスマッチが生じ、深刻化している。『働くことと子育ての両立支援』が言われているが、まだほど遠い実態であるため、その改善が切実に求められている。』²⁾

平成7年度厚生労働省の見解を更に一步踏み込んだのが保育現場の指摘である。待機児童を巡る保育所と女性の労働実態とのミスマッチを指摘し、多様化する保育ニーズを列挙した。これ以降、待機児問題は保育所の対応だけでは解決できるものではなく、かなり深刻化した問題として厚生労働省が判断したことが、次に示した平成8年以降に実施された「緊急保育対策等五カ年事業」に設定に繋がった。翌平成8年の厚生労働省の見解は、「保育所へ入所希望の全ての低年齢児が入所が可能になる目標を設置することとなった。つまり、「緊急保育対策五カ年事業」では、平成8(1996)年に示された低年齢児の入所者可能人数は、487,000人であったが、5年後の平成12(2000)年には、600,000人が入所可能になるように目標値が設定された³⁾。

・平成8(1996)年『厚生白書』より

「昭和40年代から50年代前半は、高度経済成長に伴い既婚女性の職場進出が更に進んだことや、第二次ベビーブームの到来などを背景に1971(昭和46)年から始まる社会福祉施設緊急設備五カ年計画の策定実施などにより、保育施設の大幅な整備が進められた。更に『緊急保育対策五カ年事業』の目標が記載された。入所待機児童等、保育所への入所を希望しても入所できない低年齢児の全てが入所できるまで確保することために目標を設定する。』⁴⁾

このことに対して、保育現場では以下に示すように具体的な数値目標を設定したことにより一定の評価をし、待機児問題に対して地方自治体に予算を交付することに期待

を持っている。

・平成8(1996)年『保育白書』より

『緊急保育対策等五カ年事業』はその目標数値を設定しているところにこれまでの政策にない大きな特徴がある。そして、厚生省は目標達成のために地方自治体に地方児童育成計画（地方版エンゼルプラン）を作成させることにより、その実効性を確保しようとしているのである。しかし、ゴールドプランと違い、地方自治体に計画策定義務はないため、厚生省は1995年度、モデル的に10都道府県100市区町村を対象とする『児童育成基盤整備等推進事業』を予算化した。計画策定する自治体に補助金を交付し、計画策定したことから、優先的に各種補助金事業の予算を配分するとして地方自治体の計画策定を促している。⁶⁾

平成8年度の「緊急保育対策五カ年事業」による地方自治体の計画策手に伴う予算交付という動きは、地方自治体が保育へ関心を向けさせるきっかけとなった。この動きは、後の少子化対策特例交付金の布石とも言えよう。しかし、この時点での厚生労働省の見解は、待機児問題と少子化対策を同時に論じることはなかった。また、平成9(1997)年～平成10(1998)年は、平成7、8年の内容と同じであった。厚生労働省は、平成8年度よりの「緊急保育対策五カ年事業」により待機児問題は解決に向かうと予測をしていたが、待機児問題は深刻化していった。厚生労働省は、抜本的な対策をこさなければならぬ必要性に迫られる。深刻化する待機児問題への見解が平成11年度の『厚生白書』にもつづられてる。

・平成11(1999)年『厚生白書』より

「都市部を中心とした待機児童の解消、夫婦共働き家庭の一般化等により保育所の利用者数は年々増加する傾向にある。このような中、都市部を中心にして乳児等がいわゆる待機児童が多数存在しており（1998年4月1日現在、全国で39,545人）、その解消が保育場行政において極めて重要な課題となっている。一方、全国的には保育の需要と供給の地域的な不均衡の解消を図るべく、地域の実業に応じたきめ細やかな対応をこさざる必要がある。1998年度には、①全ての保育所での乳児保育を実施できるような職

員配置体制の整備、②保育所の入所定員を超過した受け入れを認めるための定員の弾力化、③分園方式の試行的導入を実施した。また、1998年度補正予算において、乳児保育の設備の拡充や学校の余裕教室の活用等に必要の予算を計上し、ソフト、ハード両面における待機児解消施策を講じた。さらに、1999年度予算において低年齢児待機の完全解消も図るために低年齢児受け入れ枠の大幅拡大（53,5万人が58,4万人）や都市部において設置しやすい『都市型小規模保育所』を100カ所整備するとともに入所定員についても一層の弾力化を実施することとしている。⁶⁾

3. 少子化対策臨時特例交付金の分析

(1) 「全国少子化対策主管課長会議」における少子化対策臨時特例交付金に関する説明

少子化対策のための平成11年度補正予算「少子化対策特例交付金」（総額2,000億円）が平成10年7月22日に成立した。厚生省（現：厚生労働省）と文部省（現：文部科学省）は、この交付金制度の概略を説明するために「全国少子化対策主管課長会議」を7月22日に開き、実施要項（案）の説明、質疑応答などを行った。当日の説明要点は以下の通りであった。

「交付金の内容は次の通りである。

- ・目的一地方における少子化対策の促進を図るとともに、雇用・就業機会の創出に資する。
- ・交付先一市町村（特別区を含む）に対して申請に基づき交付する。
- ・交付対象事業一少子化対策の呼び水として効果的な創意工夫ある幅広い取り組みの保育・教育等の事業及び民間が実施する当該事業に対して市町村が助成する事業
- ・交付限度額一算定式によって算出した額を限度とする。市町村分だけでなく都道府県もある。
- ・交付金事業の実施一交付決定後、平成11年度中に執行するものを原則とするが、基金を設けることによって平成13年度中まで実施する事業に活用できる。なお、交付対象事業として20項目の例示が示されているが、例示以外の事業であっても『少子化対策に資

する事業』が対象となる。

(中略)

今回のこの特例交付金は

- 1) 単年度事業であるための継続的に使う運営費ではなく施設整備費に使うことが適していること
- 2) 子育て支援に役立つものであれば何にでも(施設整備費や設備整備費にも)使えること
- 3) 1998年度の第三次補正予算のように「学童保育の施設整備だけでは使えない」という制限がないこと
- 4) 後述する「設備整備費」であれば、父母会が確保した施設の改修にも使えるということ
- 5) 一般的な補助金とは違い、都道府県の負担分(放課後児童健全育成事業は三分の一)がなく、市町村の申請だけで済むこと

この説明会の時点では、交付金の主目的は少子化対策であり、そのための子育て支援に役立つことが主目的であった。しかし、案から実際に施行される段階では、子育ての障害が待機児問題であることが明確となり、待機児を解決するために交付金を活用しようとすることに方向転換していく。このことが、次に示す交付限度額の算定式にあらわれてきた。

(2) 施行された少子化対策臨時特例交付金の内容

1) 少子化対策臨時特例交付金の目的

市町村及び都道府県(以下は、市町村等と表記)が、保育所待機児童の解消をはじめとする地域の実情に応じた少子化対策に関する保育・教育等の事業を実施し、または民間が実施する当該事業に対し、助成する場合において、これに要する経費に対して少子化対策臨時特例交付金(以下は交付金と表記)を交付し、もって地域における少子化対策の一層の普及促進を図るとともに、雇用・就業機会の創出に資することを目的とする。(交付金額2,000億円)

2) 少子化対策臨時特例交付金の交付先

交付金は、市町村等に対し、その申請に基づいて交付する。

3) 少子化対策臨時特例交付金交付対象事業

交付対象事業は、保育所待機児童の解消をはじめ、地

域の事情に応じて市町村等が実施する少子化対策の呼び水として効果的な創意工夫ある幅広い取り組みの保育・教育等の事業及び民間が実施する当該事業に対して市町村等が助成する事業とする。なお、出来る限り民間活力の活用を努めるとし、雇用・就業機会の創出を図るよう配慮する。ただし、交付金事業は臨時緊急の措置としてこうずる単年度限りの特例措置であることに留意するとともに、次の事業については交付対象事業としないものとする。

- ・個人に金銭給付を行い、または保育料等の個人の負担を直接的に軽減する事業
- ・すでに実施している事業について、単に当該市町村等の負担を軽減するもの
- ・国が他の制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、または補助する場合。

4) 少子化対策臨時特例交付限度額

ア) 市町村分

市町村に交付する交付金の額は、当該市町村の交付対象事業に要する経費の合計額とするが、以下の算定式によって算出した額を限度とする。

〈算定方式〉

$$\text{交付金額} \times 0.95 \times \left\{ 0.05 \times \frac{\text{市町村人口}}{\text{全国児童}} + 0.7 \times \frac{\text{市町村の就学前児童数}}{\text{全国の就学前児童数}} + 0.25 \times \frac{\text{市町村の保育所待機児童数}}{\text{全国の待機児童数}} \right\}$$

ただし、第三項は、保育所待機児童のいる市町村において、待機児童解消のための事業を実施する場合に適用する。(この場合、市町村は待機児童解消計画を作成の上提出するものとする)

以上による算出額が一千万に満たない市町村に対しては一千万を限度とする。また、待機児童の解消等特に必要がある場合には、関係大臣と協議の上厚生大臣(現:厚生労働大臣)が認めた額を限度額とする。

イ) 都道府県分

都道府県に交付する交付金の額は、当該都道府県の交付対象事業に要する経費の合計額とするが、次の人口規模の区分による金額を限度とする。

- ・人口500万人未満 五千万円
- ・人口500万人以上 七千万円

5) 少子化対策臨時特例交付金事業の実施

交付金は、交付決定後、平成11年度中に事業実施のため執行することを原則とする。ただし、平成11年度中に事業の執行が完了しないと見込まれる場合には、基金を設置することにより、平成13年度末まで交付対象事業の実施のために支出できるものとする。なお、残余財産が生じた場合には、国庫に納付する。

以上のように交付金は少子化対策として待機児解消するために平成11年から13年までの3年間に施行されることとなった。待機児解決が具体的な目的であるため、厚生労働省が出した算定式では、待機児が多い地方自治体ほど多額の予算が配分されることとなった。このことは、次に言及する実施要項では明記された。

(3) 平成11年度少子化対策臨時特例交付金実施要項

1) 趣 旨

少子化対策臨時特例交付金は、保育所待機児童の解消をはじめ地域の実情に応じて市町村等が実施する少子化対策の呼び水として効果的な創意工夫がある幅広い取り組みの保育・教育等の事業及び民間が実施する当該事業に対し、本交付金を交付し、地域における少子化対策の一層の普及促進を図るとともに、雇用・就業機会の創出に資することを目的とする。なお、事業の実施に当たっては出来る限り民間活用に努めるものとする。

2) 実施主体

事業の実施主体は、市町村及び都道府県とする。

3) 交付金対象事業

交付金事業は、平成11年8月5日発令第108号厚生事務次官通知の「少子化対策臨時特例交付金交付要綱」の四に該当する事業とする。なお、市町村等が実施するに当たっては、交付金が臨時緊急の措置として講ずる単年度限りの特例措置として実施されるものであることに留意することとし、出来る限り民間活用を図るとともに、雇用・就業機会の創出を図るように配慮するものとする。交付金事業の具体例としては、以下の通りであるが、これ以外であっても少子化対策に資する事情は交付金の交付の対象とするものである。

ア) 保育関連

- ・駅前（駅近く）保育所の設置

- ・保育所に対する緊急設備整備
- ・病後児の一時預かり場所の整備
- ・事業所内保育施設等の遊具等の整備
- ・駅前保育ステーションの設置
- ・保育所における情報提供システム及び経理システム等の基盤整備を行うための事業
- ・保育所保育士の研修
- ・家庭的保育制度に対する助成事業

イ) 教育関連

(中略)

ウ) その他

- ・自治体版エンゼルプランの作成
- ・公共施設（教育、スポーツ、文化施設等）における託児サービスの実施
- ・公共施設等への育児コーナー、親子サロン、託児室、育児サークル情報コーナーの整備
- ・世代間交流の場の整備
- ・少子化問題キャンペーンの実施
- ・子育て家庭における介護・高齢者問題キャンペーン

4) 基金の設置

この交付金による事業は、原則として平成11年度中に執行することとしているが、市町村によっては当初計画の事業の実施時期の変更など臨機応変な対応が必要な場合が考えられる。また、民間に助成して事業を実施する場合、事業者の決定や事業規模の確定に時間を要するなどにより平成11年度中に事業が完了しないことが見込まれるため、交付金の交付対象とする事業として基金の設置を認めることとしている。この場合、基金を設置した市町村事業の実施に当たり、平成13年度末までに当該基金から所用経費を取り崩して支出こととなる。

(以下省略)

少子化対策にとって待機児問題は解決の中心課題となり、交付金をめぐる市町村の反応は様々ながあった。

4. 少子化対策臨時特例交付金への保育現場からの反応

少子化対策臨時特例交付金についての事業内容説明会が平成10年7月23日以降各地で行われた。交付金の具体的な使い方は各自治体に委ねられていた。この時の保育

現場での戸惑った反応について『保育白書』に以下のよう
に記載されている。

「各地の保育所・幼稚園及び関係団体の中で、交
付金がどのように分配されるかが大きな関心事となっ
た。第1回目の申請が8月末ということもあって関
係業者間ではこの交付金にありつくための見積・入
札合戦が目立った。突然唐突に出された特例交付金
のため、『どう使っているのか』戸惑う自治体も少
なくなく、また『安易なバラマキ』という批判や不
安が寄せられた。」⁷⁾

しかし、待機児問題はかなりの予算を用いなければ、
解決できないほどに深刻化していたことは間違いなかつ
た。そのことが『保育白書』には、次のように記載され
ている。

「エンゼルプランを作成した自治体等で待機児解
消策や子育て支援計画を作成している自治体では、
むしろその整備の予算に積極的に活用するというケー
スも少なくない。厚生省はこの交付金で『約4万人
の待機児童のうち、2万9千人が解消される』と見
込んだ。保育関係団体も、この交付金を待機児解消
などの条件整備のために積極的に活用するよう、各
自治体への働きかけを行っていた。(略) こうした
状況の下で、全国市長会は『平成11年度措置として
交付された少子化対策臨時特例交付金について平成
13年度以降も継続すること』を平成12年度の要望事
項としてあげている。これまで乳幼児に関連した予
算は極めて不十分であった。しかし、少子化対策と
して保育所等の整備をすすめようとする、まだま
だ多くの課題が山積している。これを機会に、少子
化対策として実効性のある諸政策に自治体が独自の
に取り組めるような交付金を何年か継続し、施設整
備にとどまらず、最低基準の改善などの運営費も含
めた改善が展開できるようにすることが望まれている」⁸⁾

このように、少子化対策臨時特例交付金は、唐突に保
育現場につけられた予算のような扱いであったが、その
期待は大きかったようである。そして、継続的な予算化
を望む声となった。

5. 少子化対策特例交付金が交付される以 前の岡山市の待機児の状況と少子化対策 交付金の使途

少子化対策特別交付金は、実際はどのように活用され
たのであろうか。

少子化対策特例交付金が交付される直前の平成10年の
待機児の状況を『全国子育てマップ(1998)』をもとに
以下の表にまとめた。

表1 平成十年度全国及び岡山市の入所待機児童数

	全 国	岡 山 市
0 歳 児	6,479	82
1 歳 児	10,364	108
2 歳 児	8,758	101
3 歳 児	8,117	144
4 歳児以上	5,827	178
合 計	39,545	613

表1から全国には入所待機児や約4万人もいることが
わかる。岡山市においても600人以上の待機児がいる。
特に集中しているのは、母親の産後1年間の育児休暇が
おわる1歳児と、「三歳児神話」の影響によるためなの
か3歳児が多い。

岡山市の待機児問題対策を調査するために平成11年11
月19日に市役所保育課を訪問し、岡山市の保育所入所状
況等の以下の資料(表2~3)をもとに説明を受けた。

これらの資料より、平成7年度から8年にかけて最も
待機児童数が増加していることがわかる。この年がまさ
に「待機児童問題」となった年である。岡山市の待機児
童が年々増加している中で、最も割合を占めているのは
三歳児であった。また、三歳児の待機児童は年々増加し
ていた。他の年齢の保育所入所乳幼児児童数も待機児数も
保育所の定員も増加し続けている。しかし、保育所の定
員数を入所児童数は下回っている。つまり、定員を切っ
ているのである。にもかかわらず、待機児童数が増加し
ているのは、岡山の住宅地では保育所が不足している反
面、少子化が進行している地域では定員割れを起こして
いるためと、低年齢児の定員が不足してても、年長児の
定員が大幅に割れているためである。

表2 岡山市保育所入所申込者数推移

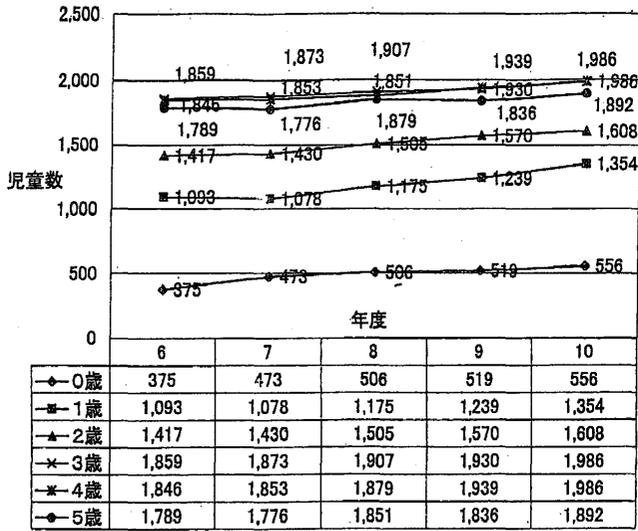
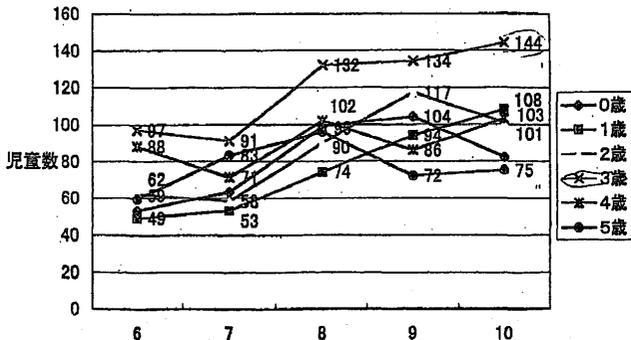


表3 岡山市の保育所入所児童数及び待機児童数の推移

入所児童数及び待機児童数の推移		6	7	8	9	10
定員		8,589	8,634	8,704	8,839	8,819
入所児童数	0歳	322	410	407	415	474
	1歳	1,044	1,025	1,101	1,145	1,246
	2歳	1,355	1,372	1,415	1,453	1,507
	3歳	1,762	1,782	1,775	1,796	1,842
	4歳	1,758	1,782	1,777	1,853	1,893
	5歳	1,730	1,693	1,755	1,764	1,817
合計	7,971	8,064	8,230	8,426	8,769	
待機児童数	0歳	53	63	99	104	82
	1歳	49	53	74	94	108
	2歳	62	58	90	117	101
	3歳	97	91	132	134	144
	4歳	88	71	102	86	103
	5歳	59	83	96	72	75
合計	408	419	593	607	613	

待機児童数推移表



続いて、岡山市における少子化対策臨時特例交付金の使途についての質問の回答は以下の通りであった。

- ・ 交付金額 1,477,296,000円
- ・ 平成十一年度事業 300,000,000円
 - 認可保育園増築事業 248,256,000円
 - 認可保育園整備事業 43,000,000円
 - 子育て講座支援事業 2,300,000円

民間児童館新設事業

6,444,000円

・ 平成12、13年度（基金事業） 1,177,296,000円

これらの交付金により、保育園の新設、増改築等の施設整備による定員増を520人出来ることを計画していた。また、低年齢児の受け入れ拡大整備による定員増も計画されていた。

6. 少子化対策特例交付金交付後の全国及び岡山市の待機児の状況

平成10年以降の『保育白書』をもとに保育所の入所待機児数を表4にまとめた。2001年度以降、保育所入所待機児数は、新定義の変更のため、従来ベースのもと、新定義に基づく数値を2つ示した。なお、新定義は、①他の入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望している場合、②認可保育所への入所希望していても、自治体の単独施策（いわゆる保育室等の認可外施設や保育ママ等）によって対応している場合は、待機児童数から除くとしている⁹⁾。

各市町村の計画によれば、少子化対策臨時特例交付金による事業により「約3万8,000人の保育所待機児童の解消効果が見込まれる¹⁰⁾と『厚生白書』には見解が述べられていたが、全国的には依然として待機児はなくならなかったのである。一方、岡山市では、少子化対策臨時特例交付金の効果が見受けられる。特に交付金が施行された平成12年度は、前年より200名以上の待機児童が減少している。平成13年度からは、表記上の定義が変わったので著しい減少を、待機児の解消と判断することは難しい。果たして、岡山市では待機児問題が完全に解決したのであろうか。『保育白書』には、待機児問題を解消するために行った入所定員の弾力化が子どもの保育環境を悪化されるものであり、保育士にとっても一人一人に目の行き届く保育が出来ず、負担が多くなったとの指摘もある¹¹⁾。

表4 平成11年度以降の岡山市の入所待機児童数

	全 国		岡 山 市
	旧 定 義	新 定 義	新 定 義
10年	39,545	—	613
11年	33,641	—	616
12年	34,153	—	403
13年	35,114	21,201	57
14年	39,881	25,447	68
15年	42,800	26,383	0

7. 考 察

当初、唐突であると受け止められていた少子化対策臨時特例交付金ではあったが、待機児解消の基本的方向として「保育予算を大幅に増額し、市町村が保育所を建て運営しやすい条件を整備すること」への要望となっていた¹²⁾。翌平成11(1999)年12月19日に発表された「新エンゼルプラン」には、『重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)』(平成12~16年度の5カ年計画)が策定¹³⁾され、その要旨には、低年齢児の受入の拡大を平成11年度の58万人から平成16年度までに68万人に拡大することが掲げられた¹⁴⁾。

厚生労働省も一連の政策について、「保育所の入所受入を拡大するため、従来より、新エンゼルプランの推進や少子化対策臨時特例交付金の交付、各般の規制緩和措置などにより保育サービス量の拡大に努めてきたところである¹⁵⁾と『厚生労働白書』に記している。

さらに、「依然として減らない待機児問題解決のために『待機児童ゼロ作戦』として2002(平成14)年度から毎年度、保育所を中心に、約5万人の保育所受入児童数の増¹⁶⁾を図った。「待機児童の多い都市部を中心に、2002(平成14)年度中に5万人、さらに2004(平成16)年度までに10万人、計15万人の受入れ児童数の増加などをはかる¹⁷⁾ことを目標としたのである。

少子化対策臨時特例交付金は、待機児解消に対して一定の効果はもたらし、保育予算の増額や次の施策である「新エンゼルプラン」や「待機児ゼロ作戦」などに繋がる布石となった。しかし、待機児童は無くならなかった。保育所入所希望児数の増加に保育所整備が追いつかなかっ

たのである。急激な定員の弾力化は保育環境の悪化という新しい問題も引き起こしている。

今、待機児解消と保育環境の向上が同時に行える新たな保育施策が望まれている。

注

- 1) 「第二節少子化対策の推進」厚生省監修『平成7年度厚生白書』1995, p.250。
- 2) 「資料24」全国保育団体連絡会・保育研究所編『保育白書1995年度版』, 1995, p.205。
- 3) 「資料24」全国保育団体連絡会・保育研究所編『保育白書1996年度版』, 1996, p.205。
- 4) 「第二節少子化対策の推進」厚生省監修『平成8年度厚生白書』1996, p.250。
- 5) 前掲注3), pp.44-46。
- 6) 「第二節少子化対策の推進」厚生省監修『平成11年度厚生白書』1999, p.250。
- 7) 「2. 少子化対策臨時特例交付金の使われ方について」全国保育団体連絡会・保育研究会編『保育白書2000年版』, 2000年, p.43。
- 8) 前掲注, pp.44-46。
- 9) 「資料24」全国保育団体連絡会・保育研究所編『保育白書2004年度版』, 2004, p.205。
- 10) 「第二節これまでの少子化への対応」厚生省監修『平成12年度厚生白書』2000, p.209。
- 11) 杉山隆一「国の待機児対策の特徴と問題点」全国保育団体連絡会・保育研究所編『保育白書2001年度版』, 2001, p.65。
- 12) 前掲注, p.72。
- 13) 「第二節少子化対策の推進」厚生労働省監修『平成13年度厚生労働白書』2001, p.250。
- 14) 前掲注, p.251。
- 15) 前掲注, p.253。
- 16) 「第三節仕事と家庭の両立支援対策の推進」厚生労働省監修『平成16年度厚生労働白書』2004, p.154。